

東石川一丁目自治会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、東石川一丁目自治会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、神明会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民同士の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 災害に対する予防
- (3) 災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 資機材などの整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、自治会に加入する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班長 5名（情報班、消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班）
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長は、自治会の会長、副会長をもって充てる。班長は防災会役員の中から会長が任命する。監事は自治会の監事をもって充てる。

3 役員任期は3年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、自治会総会と同時に開催する。

2 役員会は会長が招集する。

3 会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

(防災計画)

第9条 本会は、第4条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

(経費)

第10条 本会の会費及び運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(会計監査)

第12条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附則 この規約は、令和5年4月1日から実施する。